

令和 8 年 5 月 吉日

ご利用者様・ご家族様 各位

介護老人保健施設みずほ倶楽部

介護職員等処遇改善加算の変更について

平素より、当施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和 8 年 6 月の介護報酬改正に伴い、当施設で算定している介護職員等処遇改善加算の内容が変更となり、令和 8 年 6 月サービス提供分より下記のとおり加算率が変更となります。この変更は、職員の処遇改善や人材確保を通じて、安定したサービス提供体制を維持するための制度改正に基づくものです。

サービス内容が変更となるものではありませんが、加算率の変更により、ご利用者様の自己負担額が変更となる場合があります。

実際のご負担額は、利用回数、負担割合、その他の加算の算定状況により異なります。

ご不明な点がございましたら、当施設までお問い合わせください。

今後とも、安心してサービスをご利用いただけるよう、職員一同、サービスの質の向上に努めてまいります。

記

変更開始月：令和 8 年 6 月サービス提供分より

対象サービス：入所 ・ 短期入所療養介護（予防を含む）

変更前の加算：介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 変更前の加算率：7.5%

変更後の加算：介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ） 変更後の加算率：9.7%

対象サービス：通所リハビリテーション（予防を含む）

変更前の加算：介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 変更前の加算率：8.6%

変更後の加算：介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ） 変更後の加算率：11.1%

対象サービス：訪問リハビリテーション（予防を含む）

新設の加算：介護職員等処遇改善加算 新設後の加算率：1.5%

問い合わせ先：介護老人保健施設みずほ倶楽部

電話番号：06-6767-2311

以上